

鹿児島空港駐車場営業者募集要項等に関する質問・回答

No.1	募集要項 1P 16行目 2.事業概要 (2)事業期間	前回は、5年間の事業期間でしたが、今回の公募では、3年間となっております。期間が短くなった理由を、ご回答願います。	空港内における国有財産の使用許可期間に合わせて3年間としました。なお、令和7年7月1日以降の当面の間、国において、当該駐車場用地を他の事業に要することが無い場合は、当局と協議のつえ、事業者の更新の申請により、事業期間を更新することができます。（3年以内、一回限り）
No.2	募集要項 12P 12 (3) 運営及び維持管理	駐車場の混雑や渋滞等の対応の為、増員が必要な場合があるかと考えられますが、現在の運営管理体制(人員・配置シフト等)をご教示願います。	駐車場の混雑対策については、応募者から提案していただく内容となります。
No.3	募集要項 12P 25行目 12.要求水準 (3) ③	空港利用促進策として閑散期等に空港利用促進のためのイベントを開催することは可能でしょうか。	駐車場用地は、他の使用方法を想定していません。 なお、駐車場用地以外でのイベント開催（用地使用）は、協議可能です。
No.4	募集要項 1 2P 30行目 料金設定	本事業に係る料金設定ですが、コロナ禍の影響等市場情勢の変化により提案した料金を超える料金設定は協議の上可能でしょうか。	原則として、今回提案いただく料金設定をもって運営していただきます。 なお、駐車場利用料金（月極駐車料金を含む）の設定又は変更（上限額）は、空港管理規則第16条に基づく、当局の承認事項となっております。
No.5	別冊1 鹿児島空港駐車場の概要 2P 1行目 乗降客数	令和3年11月、12月の鹿児島空港利用者状況をご開示願います。	令和3年11月分の鹿児島空港利用者状況につきましては、大阪航空局ホームページ（ https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/ ）にて公表しておりますのでご確認ください。 （トップページ>統計情報>利用実績速報） 12月分は集計中のため、現時点でお示しすることはできません。 （令和4年1月末日までに同ホームページ上にて公表予定）
No.6	別冊1 鹿児島空港駐車場の概要 2P 1行目	鹿児島空港の施設におけるコロナ対策についてご教授ください。また、駐車場のコロナ対策があればご教授ください。	新型コロナウイルス感染症に関する鹿児島空港の取り組みについては、鹿児島空港ビルディング株式会社ホームページ（ https://www.koj-ab.co.jp/ ）をご確認ください。 また、駐車場における感染症対策については、応募者から提案していただく内容となります。

鹿児島空港駐車場営業者募集要項等に関する質問・回答

No.7	別冊1 鹿児島空港駐車場の概要 3P 2. 鹿児島空港駐車場の現況	運営開始後、駐車場の稼働状況を踏まえ、料金設定の変更することは可能なのでしょうか？ 可能な場合、どのくらいの周知期間等を想定すればよいか、ご教示願います。	NO.4のとおり 周知期間等については、利用者が混乱しないよう、営業者で適切な期間・方法で設定してください。
No.8	別添1 鹿児島空港駐車場施設一覧	現営業者より事業者が変更になる場合、建物や工作物、リース資産等については、新しい事業者の買い取りになるのでしょうか。 また駐車場精算機における新紙幣の対応はどうお考えでしょうか。	現営業者が所有している施設については、募集要項12. 本事業に関する要求水準(2)③のとおり、現営業者と協議・精査の上、引き継ぐこととしています。 また、現在設置されている駐車場精算機は、新紙幣(2024年度上半期発行予定)に対応していませんので、新営業者が対応することとなります。
No.9	別添1 鹿児島空港駐車場施設一覧	エリア満空を設置しているが、どのような制御で行っているのか、ご教示願います。	地中に埋設されたループコイルにて各エリアの入出庫を検知して制御を行っています。
No.10	別添3 鹿児島空港駐車場利用実績	令和3年12月の車種別出場台数構成をご開示願います。また、令和3年度の時間別出場台数構成をご開示願います。	令和3年12月の車種別出場台数構成および令和3年度(4月~12月)の時間別出場台数構成を開示します。 また、令和3年度4月~11月の車種別出場台数構成において台数に誤りがありましたので修正します。(修正部分:赤字)
No.11	別添3 鹿児島空港駐車場利用実績 一般車用駐車場:時間別出場台数構成(年度別)	令和3年度の直近までの利用実績をご教示願います。	NO.10のとおり
No.12	別添3 鹿児島空港駐車場利用実績	一般管理費、消耗品費、人件費等、現在の月々の支出を開示頂くことは可能でしょうか。	質問の情報は、当局への報告事項とはなっておらず、開示できる資料がありません。